

消費者教育・啓発用教材貸出要領

愛知県の保有する消費者教育・啓発用教材（以下「教材」という。）の貸出しについて、次のように定める。

第1 利用の目的

教材の使用は、消費者問題などの普及啓発を図ることを目的とする。

第2 貸出しする教材

貸出しを行う教材は、別紙のとおりとする。

第3 申し込み先

貸出しに関する事務は、愛知県県民文化局県民生活部県民生活課が行う。

第4 教材の貸出し、返却等

- (1) 教材の貸出し先は、原則として、愛知県内の市町村、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校等とする。ただし、愛知県知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 借用者は、借用に際して、事前に借用依頼書兼受領書(様式1-1又は様式1-2)を提出するものとする。
- (3) 貸出し期間及び貸出数量は、別紙のとおりとする。
- (4) 使用後は、使用報告書(様式2-1又は様式2-2)を提出するものとし、返却時に添付するものとする。
- (5) 貸出しは無料とする。
- (6) 教材を紛失し、又は損傷した場合は、速やかに報告するものとする。
- (7) 教材の紛失又は損傷の責任が借用者にある場合は、借用者の負担により原状回復、その他必要な措置を講ずるものとする。
- (8) 郵送による返却の場合の送料は、借用者の負担とし、宅配便又は簡易書留により取り扱うものとする。

第5 留意事項

- (1) 借用者は、教材の管理にあたっては、善良な管理者として注意を払わなければならない。
- (2) 借用者は教材貸出しの効率的運営を図るため、貸出期間を厳守すること。
- (3) 教材の複製は禁止する。
- (4) 借用者は、教材を第三者へ転貸してはならない。
- (5) 借用者は、教材を営利目的等に使用してはならない。
- (6) ゴーグルを使用してVR動画教材を視聴する場合に必要なスマートフォン及びインターネット通信環境は、借用者が用意するものとし、その通信費用は借用者の負担とする。

第6 その他

この要領に定めのあるもののほか、教材の貸出し等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 0 月 2 1 日から施行する。

別紙

教材名	貸出期間	貸出数量	借用依頼書 兼受領書	使用報告書
映像DVD	原則として14日以内	1回につき3本以内	様式1－1	様式2－1
紙製VRゴーグル	原則として1か月以内	1回につき5個以内	様式1－2	様式2－2